

第4節 情報通信計画

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減のための措置を講じるため、気象情報や災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

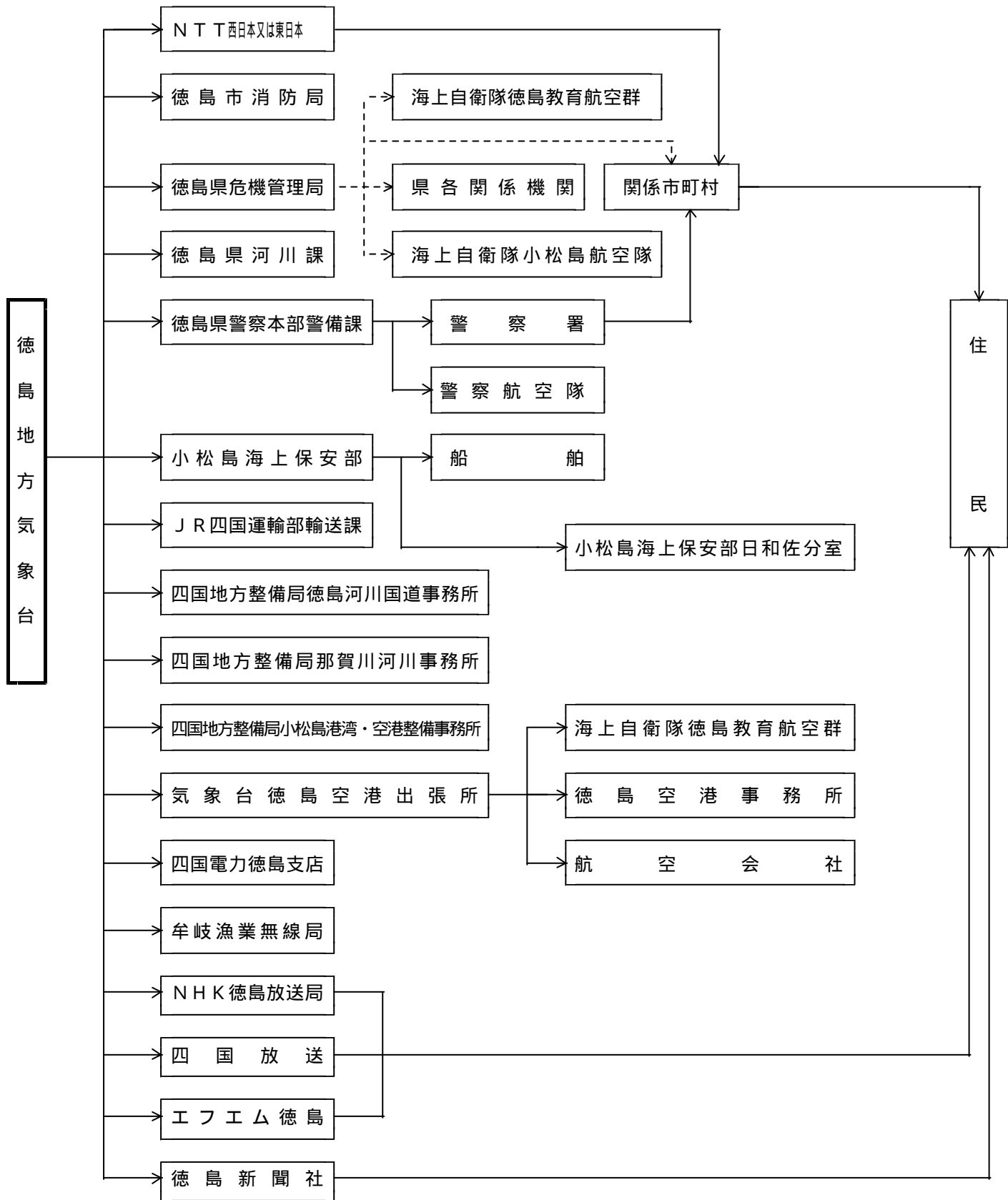
〔 実施機関
各防災関係機関 〕

第1 災害通信連絡系統

1 気象・地象及び水象に関する警報・注意報及び情報の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

(1)気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統

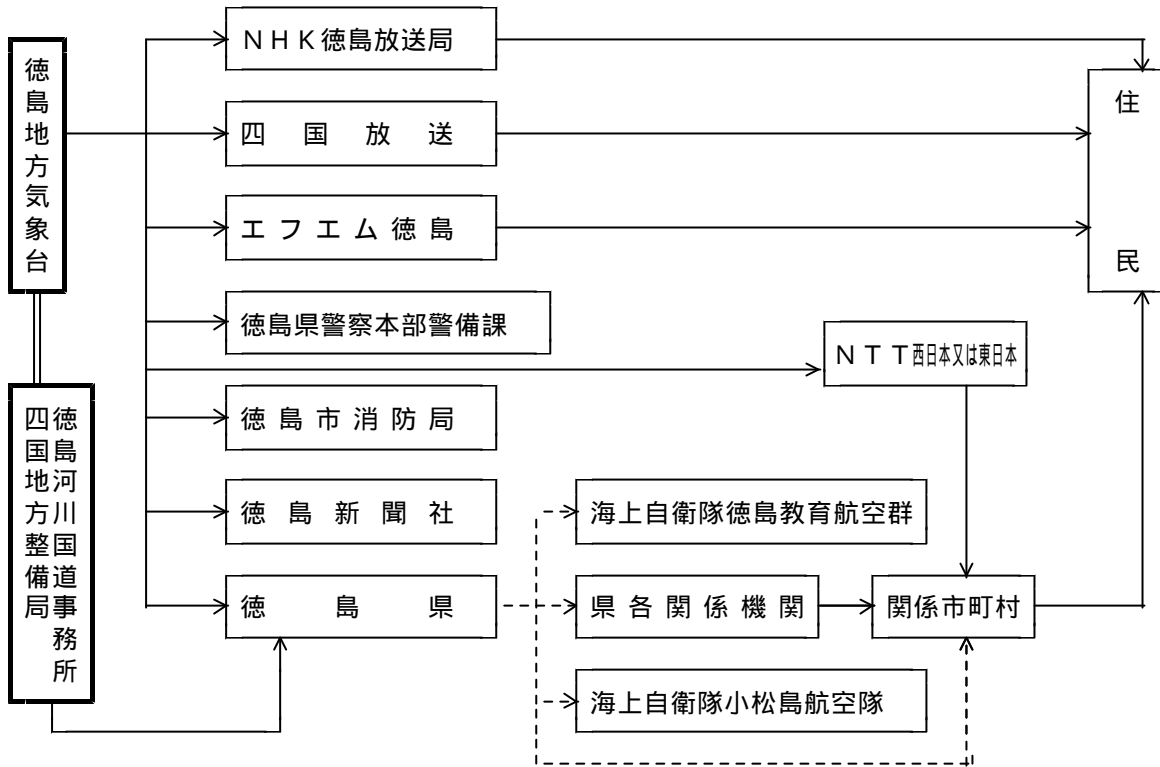


- 注1 NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。
- 注2 ----> は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信を示す。以下各図とも同じ。
- 注3 太枠は発表官署，機関を示す。以下各図とも同じ。

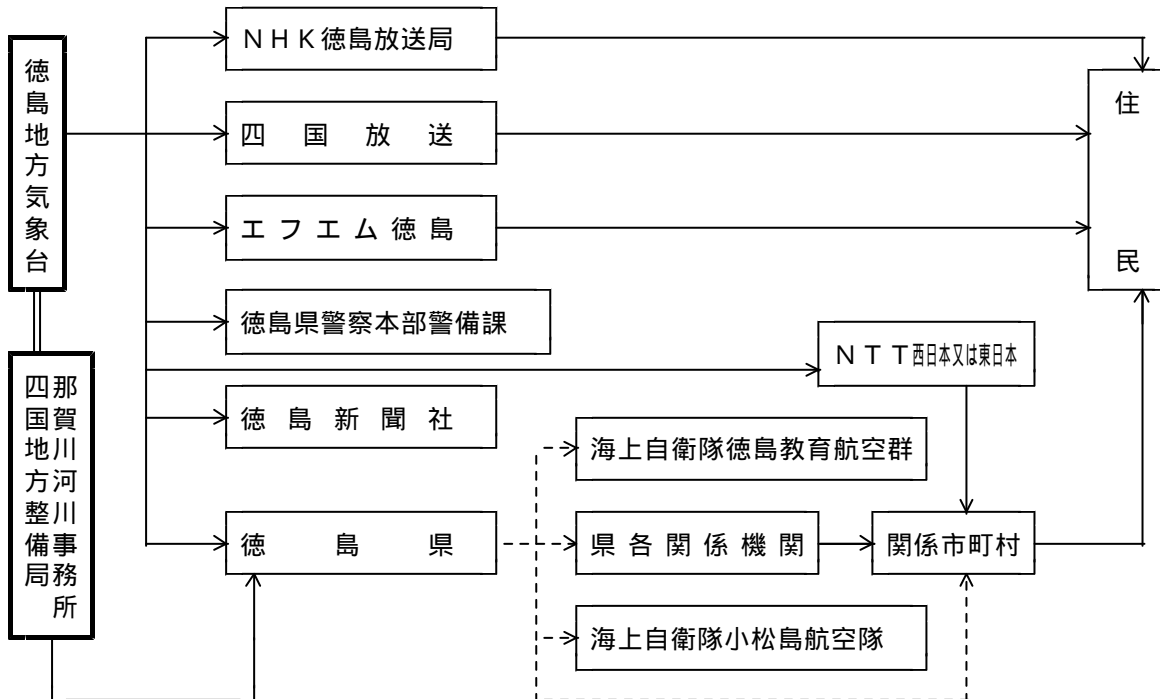
(2) 指定河川洪水注意報・警報，情報の伝達系統

(徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所・四国地方整備局那賀川河川事務所が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報)

イ 吉野川

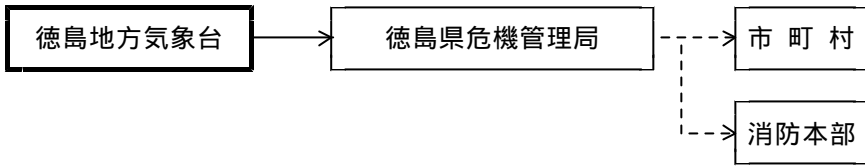


ロ 那賀川

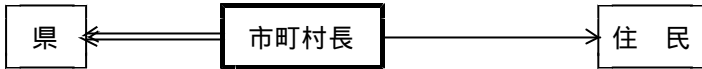


注 NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。

(3)イ 火災気象通報の伝達系統



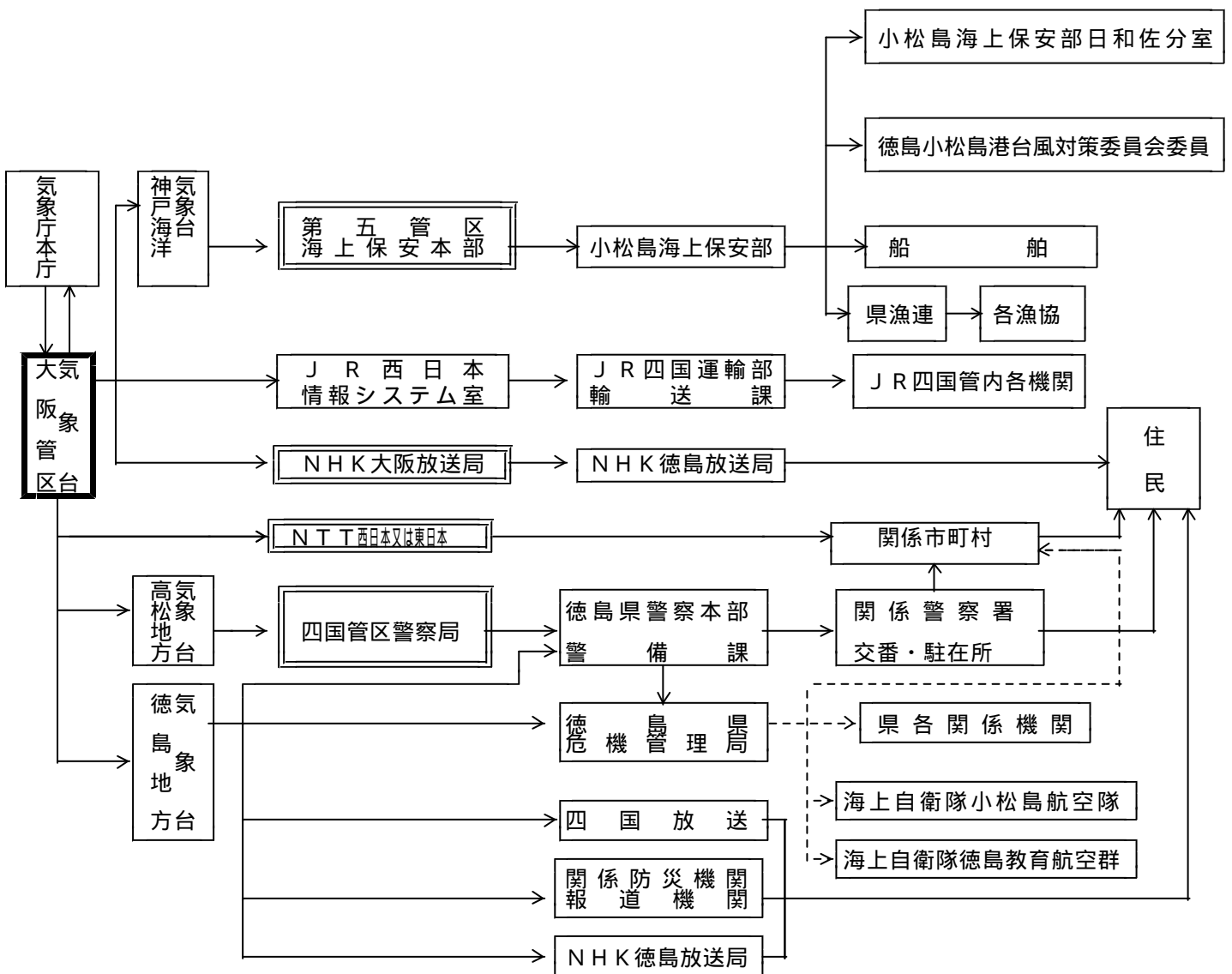
ロ 火災警報の伝達系統



注1 火災警報は、市町村長がイの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

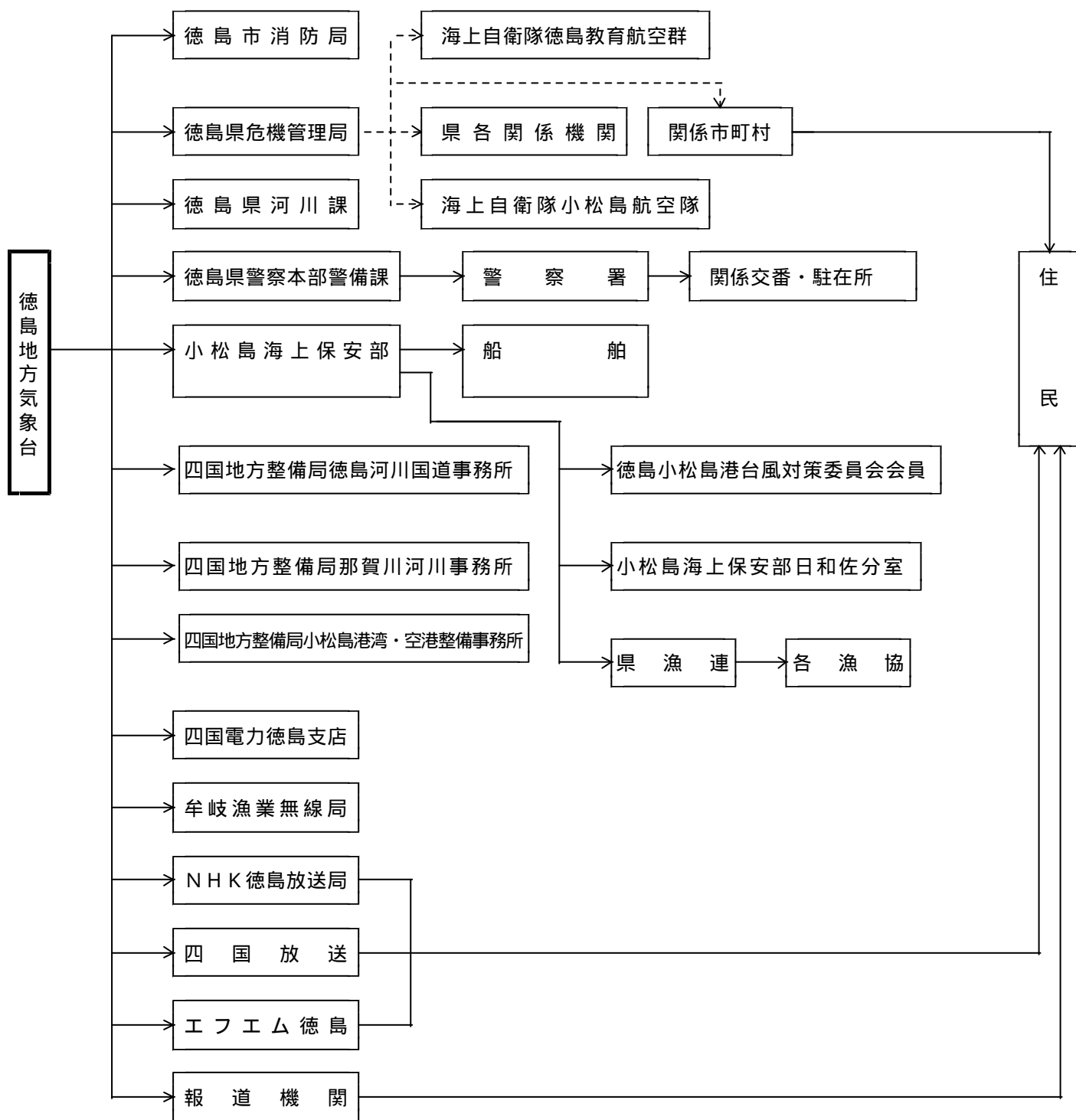
2 ———>は通知， <==>は連絡。

(4)津波予報（津波警報・津波注意報）の伝達系統



(注) 1 は各伝達中枢機関を示す。
 2 NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。

(5)地震情報，津波情報の伝達系統



2 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

イ 徳島地方気象台

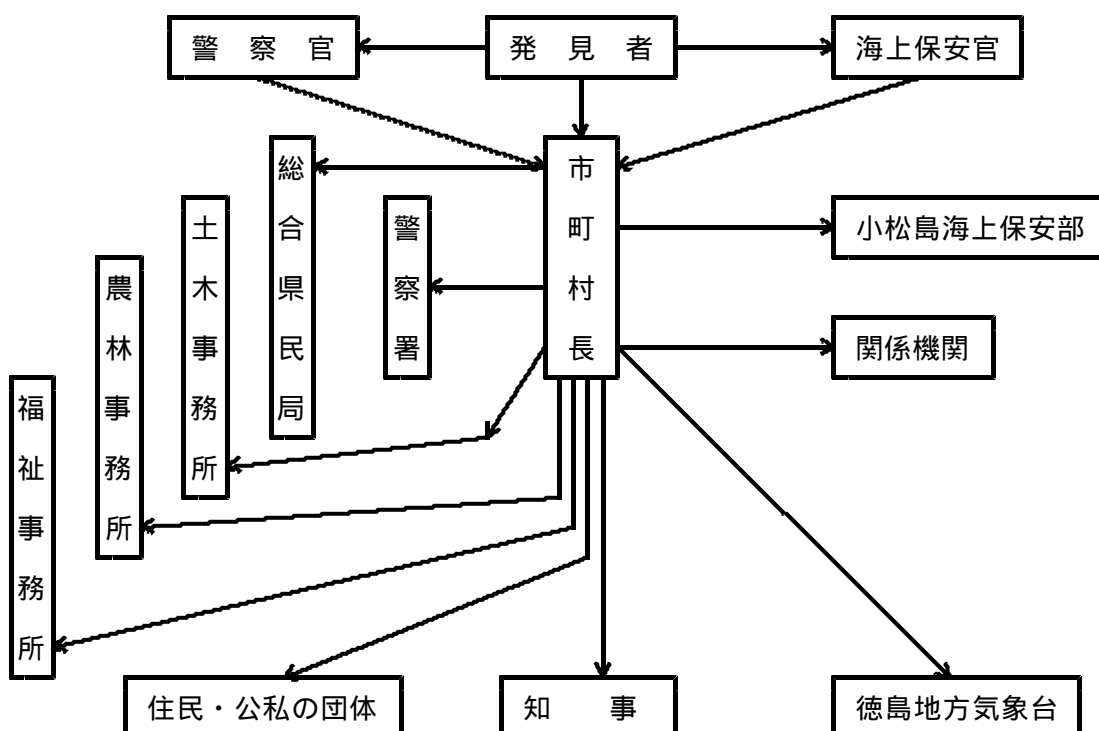
ロ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

ハ 小松島海上保安部，総合県民局，福祉事務所，農林事務所，土木事務所，警察署及びそ

の他の関係機関

- (4) 市町村長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統



第2 災害用通信設備等の運用

防災機関は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

1 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、市町村及び防災機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

2 電気通信設備の優先利用

防災機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、NTT支店、営業所等に対し非常通話、非常電報等を申し込み、電気通信設備を優先利用することができる。

3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

(1) 非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第74条第1項の規定に基づき、非常通信として徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、市町村におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

(2) 孤立防止用衛星装置

孤立防止用超小型通信衛星（可搬KU-1ch）は、一般加入電話が途絶した場合、災害等の情報連絡及び特設公衆電話等に利用するために西日本電信電話株式会社が設置した設備であり、県下3箇所に常置されている。

設置場所一覧（無線局局名録）を別冊資料編に添付

4 放送の要請

知事又は市町村長は、法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

（注）徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成、
高潮波浪警報伝達系統図
津波・高潮・波浪以外の警報伝達系統図
県警察関係通信系統図
無線局局名録

を別冊資料
編に添付

災害時における放送要請に関する協定(日本放送協会)
" " (四国放送)
" " (株エフエム徳島)

